

第 1 編 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、時津町の地域にかかる災害対策に関して、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災の推進を図るものとする。

- (1) 町の地勢と災害記録およびその特性ならびに防災に関し、行政機関等関係機関および町の処理すべき事務または業務の大綱
- (2) 防災教育および防災訓練、防災組織の育成、防災施設の整備、物資の確保など各種災害の予防計画
- (3) 注意報・警報または気象・災害情報の発令および収集・伝達、避難、消防、水防、救助、防疫その他の災害応急対策計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

第2節 時津町の概況

1. 位置・地勢

時津町は、長崎市の北部と西彼杵半島の接点に位置し、町の西側から南側にかけては長崎市に、東側は長与町に、北側は大村湾の南端部に接し、東西約7km、南北約9km、面積約21km²である。町全体の輪郭は、北西から南東に細長くL字型に伸びている。

2本の国道や、高速道路に通じる川平有料道路等が通っており、交通の要衝の地となっているほか、長崎空港―時津港間の高速艇も就航しており、空港からの一つの玄関口でもある。

時津町の位置

方位	地 名	座 標	方位	地 名	座 標
東端	浜田郷大園	東経 129° 52′ 13″	南端	元村郷打坂	北緯 32° 48′ 37″
西端	子々川郷登呂福	東経 129° 47′ 10″	北端	浦郷黒島	北緯 32° 53′ 17″

2. 地勢

長崎市に接する西部から南部にかけては、標高200m～400mの峰が続いており、標高50m以上を超える地形は割合急峻であり、山腹が海岸に迫っているところもある。

こうした山々を源とする時津川や日並川などの河川が大村湾に注ぎ込んでいるものの、大きな河川はなく、古くから灌がい用の溜池が築造されてきた。また、近年も、人口増加等の都市化に対応するため、飲料水確保も目的とする多目的ダムである中山ダムと水道専用の久留里ダムが築造されたが、流入量が乏しく、町外に大きく水源を依存していることから、節水に努めている。

また、町内海岸線は、これまで幾度の埋立事業が行われ、様変わりしている。

なお、町の島しょでは、無人島の鷹島、黒島のほか、有人島もあるが、こうした島への交通手段は、個人の船による渡しのみである。

時津町の主な山・川・島

山		河川		島しょ		
山名	標高 (m)	河川名	延長 (m)	島名	大字	面積 (km ²)
烏帽子岳	411.6	時津川	2,650	前島	子々川郷	0.263
鳴鼓岳	392.5	子々川川	1,300	鷹島	日並郷	0.102
立花川内岳	238.8	左底川	2,600	黒島	浦郷	0.044
城の辻	200.4	日並川	2,470			
迎岳	178.6	岩本川	770			
		久留里川	875			

時津町のダム・溜池

ダム・溜池名	貯水量 (m ³)
中山ダム	530,000
久留里ダム	210,000
木場崎溜池	5,000
火の首溜池	24,000
立花川内溜池	63,200
久留里溜池	11,000
左底溜池	26,000
下山溜池	18,000

ダム・溜池名	貯水量 (m ³)
大城溜池	23, 000
山陰溜池	32, 500
順手溜池	2, 600
久保溜池	7, 400

3. 地質

町には、西彼杵変成岩類や安山岩・玄武岩を主とする火山岩類、砂礫や泥を主とする堆積岩など、いろいろな岩石が複雑に分布している。

西彼杵変成岩類は、およそ4億年から3億年前の古生代におこった造山運動に伴う広域変作用によって生じた岩石で、西彼杵半島全域に広く分布し、町の北西部あたりまで続き、表層に露出している。

一般には、黒色変岩とも呼ばれ、子々川郷中山地区でも一部露出している場所が見られるが、他の地域では地下にかくれ、他の岩石の基盤岩となっている。変岩類は、片理（鉱物が配列方向に薄く割れる性質）があり、薄くはがれやすい岩石で滑りやすく、方向によって崩落等を起こすことがある。

また、町の東側の西時津地区、小島田地区、浜田地区の地下には、堆積作用によってできた古第3紀層の堆積岩があり、これも基盤岩になっている。第3紀層の岩石は、一般に、上部になるにつれて固結度が低くなるとともに、含水量が多くなり、破壊しやすくなる。また、第3紀層の上部に砂礫層を含んでいれば、その砂礫層が水の通路となっていることが多い。

町では、この西彼杵変成岩類と古第3紀層の堆積岩を基盤岩とし、その上を火山活動によって熔岩が流れたり、火山砕屑物が積み重なったりした火山岩類が広く覆っており、あちらこちらで火山特有の岩層が露呈している。

その一つとして、子々川地区の堂風岳や迎岳一帯、赤崎地区海岸の一帯、西時津地区の県立盲学校・老人ホーム時津荘周辺といった地域で玄武岩が見られる。玄武岩は、たいへん堅硬であるが、節理が発達しているので、物理的作用で風化されやすく、第3紀層との接触箇所は変質して粘土化している場合がある。

町の中央部となる久留里地区から左底地区や野田地区一帯には、角閃石輝石安山岩や安山岩質凝灰角礫岩が広く見られる。また、左底池周辺から野田地区へ通じる農地一帯や西時津地区の中央部には、流紋岩や流紋岩質凝灰角礫岩が見られる。角閃石輝石安山岩は化学的作用によって風化されやすい。安山岩質凝灰角礫岩は、吸収力が大きく透水性が小さい性質で、粘土質になりやすい。また、石英を多く含む流紋岩は、割れ目が多く、岩質が不均一なので風化が複雑で、風化すると特殊な粘土となる。

このほか、元村地区から小島田地区にかけては変朽安山岩によって覆われており、小島田地域から西時津地区を結ぶ低地や河川下流域の地域には主として砂礫物である沖積地が形成されている。

資料編：時津町の地質図

第3節 時津町の気象と災害の記録

1. 時津町の気候

(1) 概要

町の北側に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約17℃で一般的に温和な気候である。

町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天気も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンがはじまる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は35℃を超えることもある。7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を受けることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝は冷え込むようになる。11月に入り、やがて秋の好天も終わると、西高東低の冬型気圧配置が多くなり、あられやにわか雪が降ることもあるが、積雪量はあまり多くない。

(2) 降水量

降水量の年変化では、6月から7月の梅雨期と、9月の台風や秋の長雨の時期の2回の頂点がある。長崎地方気象台における月別降水量をみると資料編のとおりである。

資料編：過去5年間の月別降水量 (mm)

日別雨量では、昭和57年7月23日の463mmが観測史上最大で、時間最大雨量(18:40～19:40)142mmの驚異的な値を記録している。

(3) 強風

風速は、台風期を除いてはおおむね穏やかで、年間平均2.3m/sにすぎない。

北西の季節風の最盛期は12月下旬から3月上旬までである。また、3月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

(4) 梅雨と大雨

平年の梅雨入りは6月4日頃、梅雨明けは7月19日頃で、年によってかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間で最も大雨の降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による災害の多くが、梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和57年の長崎大水害である。

(5) 低気圧

冬から早春にかけては、日降水量100mmを超えるような大雨はほとんどないが、3月下旬から10月までは低気圧の通過時に前線の活動が活発化し、大雨が降ることがある。

日本海にある低気圧から延びる前線の影響で、雷を伴った強雨が降ることがある。

(6) 台風

近年の台風は、初夏の段階で、上陸の可能性があり、特に7月から9月にかけて、勢力を保ったまま九州に上陸する場合が多い。

なお、台風の主な経路を大別すると、次のとおりである。

ア 九州南西海上から本県に突入するか、または、九州西海岸を北上して五島付近を経て対馬海峡へ抜ける。

イ 鹿児島付近へ上陸後、九州を縦断または斜断する。

ウ 九州東方沖を北上する。

特に、アのコースで来る場合は、大きな災害につながる可能性が高く、気象情報に注意し、警戒に当たらなければならない。

資料編：過去10年間の気象観測記録（年別値）
長崎における日最大瞬間風速第5位までの台風経路

（7）災害の記録

ア 過去の主な災害発生状況

町における過去の主な災害発生状況は、資料編に示すとおりであるが、町は、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法に基づく台風常襲地帯に指定されており、台風や豪雨による被害が多い。特に梅雨期および台風時期では、降雨による山崩れ、がけ崩れ、道路の損壊などの災害の危険性が高くなる。

昭和57年7月23日の「7.23長崎大水害」では甚大な被害を受け、災害救助法が適用された。

資料編：過去の主な災害発生状況
7.23長崎大水害時の時津町被害状況
7.23長崎大水害時の地区別被害状況
7.23長崎大水害時の雨量状況

（8）火災発生の状況

ア 大火発生状況

本町の主な火災として、昭和20年に浜田地区で住家、農舎あわせて10棟の火災が発生している。その後、昭和45年の浦地区、昭和51年7月13日の日並地区で発生した工場火災を除いては、大火に至った記録はない。

イ 最近の火災の状況

町の最近発生する火災の状況は、建物火災と林野火災が大半を占めているが、大火には至っていない。

しかしながら、家屋や店舗の密集地や、高層建物が増えていることから、今後、こうした都市型火災に備えた避難訓練等の検討をする必要がある。

資料編：過去10年間の火災発生の状況

第4節 長崎県の地震・津波の想定

長崎県では、平成26年3月31日に、これまでの県独自の調査結果や内閣府から公開された南海トラフの巨大地震調査報告等を踏まえ、「最大クラスの津波」に対する長崎県津波浸水想定を作成・公表している。

第1 長崎県における地震動想定

1. 長崎県の活断層

平成10年度から、文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98活断層の調査が実施され、長崎県においても、同事業により平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域および海底に多くの活断層が分布していることが確認された。

同調査では、陸域および海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分し、海底において橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認した。

「新編日本の活断層」（1991 活断層研究会編）によれば、このほか県内に活断層であると推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

2. 過去の被害地震

長崎県の主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺である。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きい浅い地震によって被害を受けることがあるほか、四国沖から紀伊半島付近を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

1700年4月の壱岐付近のM7.0の地震では、壱岐で家屋倒壊が多かった。1791年12月の島原半島付近の地震では、小浜で家屋倒壊により2人が死亡している。1792年5月の島原半島付近のM6.4の地震では、この地震が引き金となって古い溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊し、有明海にまで達し大津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼした。1922年12月の島原半島付近のM6.9、6.5の地震では、島原半島南部や西部を中心に合わせて26人が死亡するなど大きな被害が生じた。

2005年3月福岡県西方沖地震（M7.0）では、壱岐市で負傷者2人、住家全壊（全焼）1棟、住家一部破損16棟といった被害が発生した。

3. 県内に発生する被害地震の想定

長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選択した。

- (1) 過去の調査等で活断層であることが確実なもの、および推定されるもの。
- (2) 断層の延長が10km以上のもの。（M6.5以上の震源となり得るもの）
- (3) その他、活断層の活動状態等を考慮したもの。

上記の基準により県内および周辺の活断層として、次のものを選定している。

※ 震源となる活断層の位置図に記載

雲仙活断層群

雲仙地溝北縁断層帯 M7.3 断層の長さ31km

雲仙地溝南縁東部断層帯 M7.0 断層の長さ21km

雲仙地溝南縁西部断層帯 M7.2 断層の長さ28km

（東部断層帯、西部断層帯が連動した場合は M7.7 断層の長さ49km）

島原沖断層群 M6.8 断層の長さ14km

橘湾西部断層帯 M6.9 断層の長さ18km

大村－諫早北西付近断層帯 M7.1 断層の長さ22km

4. 地震津波

過去において、県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707年に紀伊半島沖で発生した宝永地震（M8.4）によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792年の地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震に誘発された島原の眉山の崩壊によるもので、地震で発生したものではない。

また、1960年のチリ地震津波（[※]Mw9.5）では、長崎港の特徴的振動現象である周期40～50分の「あびき」現象を誘発し、全振幅（波高）が増幅され、大波止で230cm、女神で160cm、深堀で96cmを記録している。

これらのほか、対馬市周辺では、1983年日本海中部地震（M7.7）と1993年北海道南西沖地震（M7.8）で微少津波が観測されたが、被害は発生していない。

以上のとおり、長崎県内では、これまで津波被害は比較的少ないが、島しょ、半島が多く、長い海岸部を持っており、津波に対する防災対策を検討しておく必要がある。

※ チリ地震津波の規模は、モーメントマグニチュード（Mw）で表示した。なお、モーメントマグニチュード（Mw）とは、地下の岩盤がずれの規模をもとにして計算したマグニチュードをいう。

長崎県における主な被害地震

西暦（和暦）	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
1657. 1. 3 (明暦2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄13. 2. 26)	壱岐・対馬	7.0	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊
1725. 11. 8-9 (享保10. 10. 4-5)	肥前・長崎	6.0	平戸・長崎	諸所破損多し
1730. 3. 12 (享保15. 1. 24)	対馬		対馬	諸所破損多し
1791. 12. 5 (寛政3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	家屋倒壊・死者2人
1792. 4. 21-22 (寛政4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 4. 25 (寛政4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6.4	島原	石垣崩壊・眉山大崩壊・大津波・死者1.5万人
1808. 8. 2 (文化5)			五島	石垣・石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政11. 4. 13)	長崎	6.0	天草・長崎・五島	出島周辺崩壊数か所 石仏転倒
1866. 5. 14 (慶応2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20/21 (大正4. 7. 20/21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
1922. 12. 8	千々石湾	6.9	北有馬	家屋倒壊・死者23人

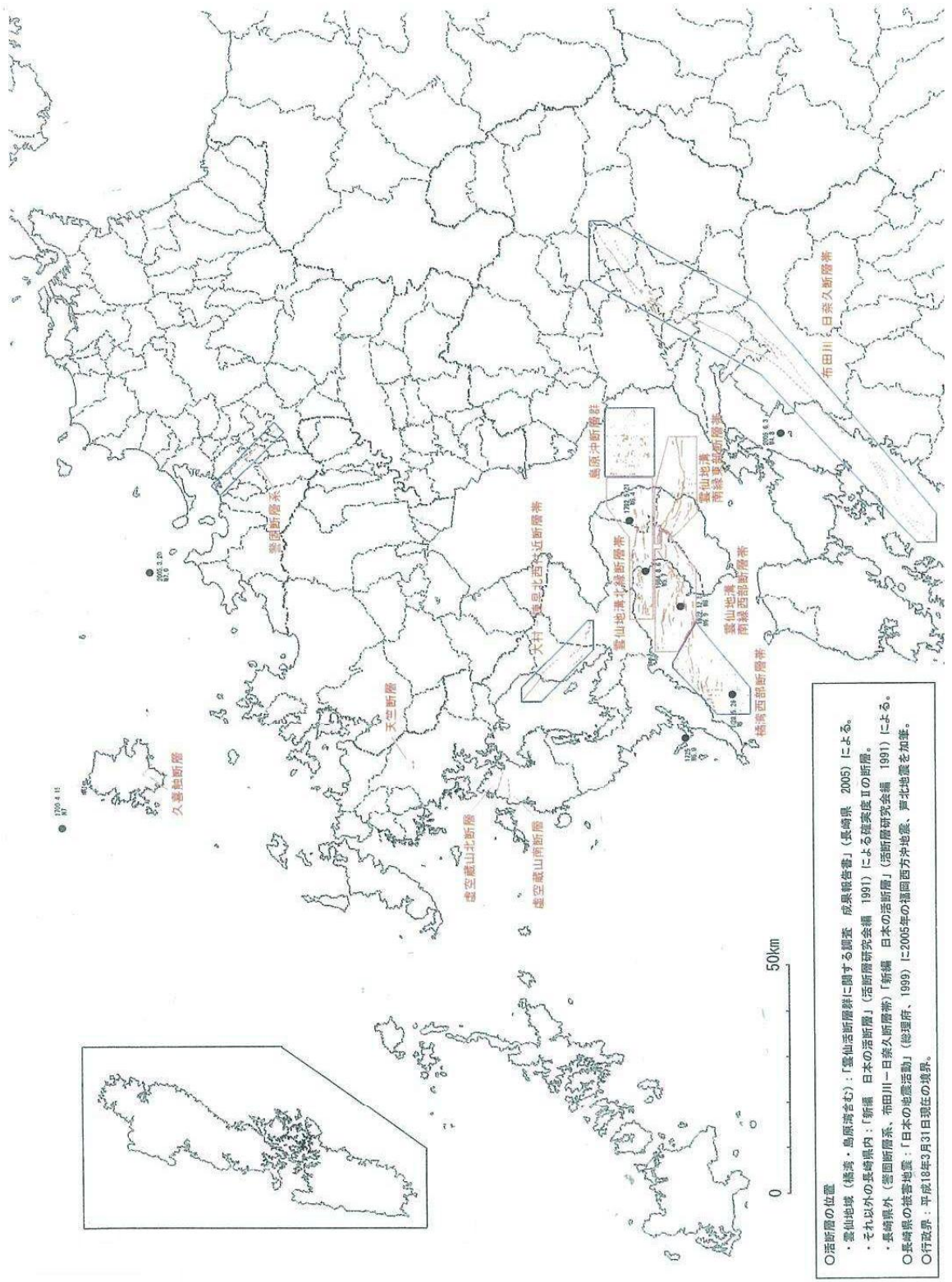
第 1 編 総則

西暦（和暦）	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
(大正11. 12. 8)	(島原地震)	(01時49分)		煙突倒壊、水道管破裂
		6. 5 (11時02分)	小浜	家屋倒壊・死者 3 人
1951. 2. 15 (昭和26. 2. 15)	島原半島地方	5. 3	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和59. 8. 6)	島原半島地方	5. 7 (17時30分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・石垣墓石倒壊
		5. 0 (17時38分)		
2005. 3. 20 (平成17. 3. 20)	福岡県西方沖	7. 0	壱岐	負傷者 2 人、住家全壊 1 棟。 住家一部破損16棟ほか
2016. 4. 14-16 (平成 28. 4. 14-16)	熊本県熊本地方	最大 7. 3 (4 月 16 日 01 時 25 分)	南島原・島原・ 雲仙・諫早	住家一部破損 1 棟、がけ崩れ 1 箇所、水道断水 50 戸

地震規模M：新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1996年）による。

ただし、1951年以降は気象庁資料。

震源となる活断層の位置図



長崎県内の地区震度予測①（長崎市、長与町、時津町）

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
		雲仙地溝 北縁断層帯	雲仙地溝 南縁東部 断層帯	雲仙地溝 南縁西部 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と 西部断層帯の 連動	島原沖 断層群	橘湾西部 断層帯	大村－諫早 北西付近 断層帯
		地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長崎・西彼 半島南部	長崎市、長与 町、時津町	震度4～6弱	震度3～5弱	震度4～6強	震度4～6強	震度3～4	震度4～6弱	震度4～6弱

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度7となることが予測される。

長崎県内の地区別震度予測②

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の 想定活断層（県外）による震度予測		県内全域でM6.9の 震源を想定した場 合の震度予測
		布田川・日奈久断層帯 （熊本県）	警固断層帯 （福岡県）	
		地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
長崎・西 彼半島南 部	長崎市、長与 町、時津町	震度4～5弱	震度3～4	震度6弱～6強

時津町の震度の範囲（県内の活断層による地震）

想定地震	雲仙地溝北縁 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と 西部断層帯の 連動	島原沖断層群	橘湾西部断層 帯	大村－諫早 北西付近断層 帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
時津町	震度4～5強	震度5弱～6弱	震度3～4	震度4～5強	震度5弱～6弱

第2 長崎県津波浸水想定（平成26年3月31日公表）について

1. 津波対策の考え方

長崎県は、これまでの県独自の調査結果や内閣府で公開された南海トラフの巨大地震の調査報告等も踏まえて、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」を作成・公表した。

内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しており、この中で、基本的に以下の二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」であり、もう一つは、海岸堤防等の構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」となっている。平成26年3月31日に公表された長崎県津波浸水想定においては、「最大クラスの津波」の想定がされている。

2. 対象津波（最大クラス）の設定

沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、海溝型地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、①「ケース5」、②「ケース11」の2ケースを、また、活断層型地震については、日本海を震源とする③「対馬海峡東の断層」、有明海を震源とする④「大村-諫早北西付近断層帯」、橘湾～有明海を震源とする⑤「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」の3ケースによる津波断層モデルを想定し、計5ケースを選定している。

最大クラスの津波断層モデル【海溝型地震】

対象 津波	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波	
	①ケース5	②ケース11
マグニ チュード	Mw = 9.1	
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	

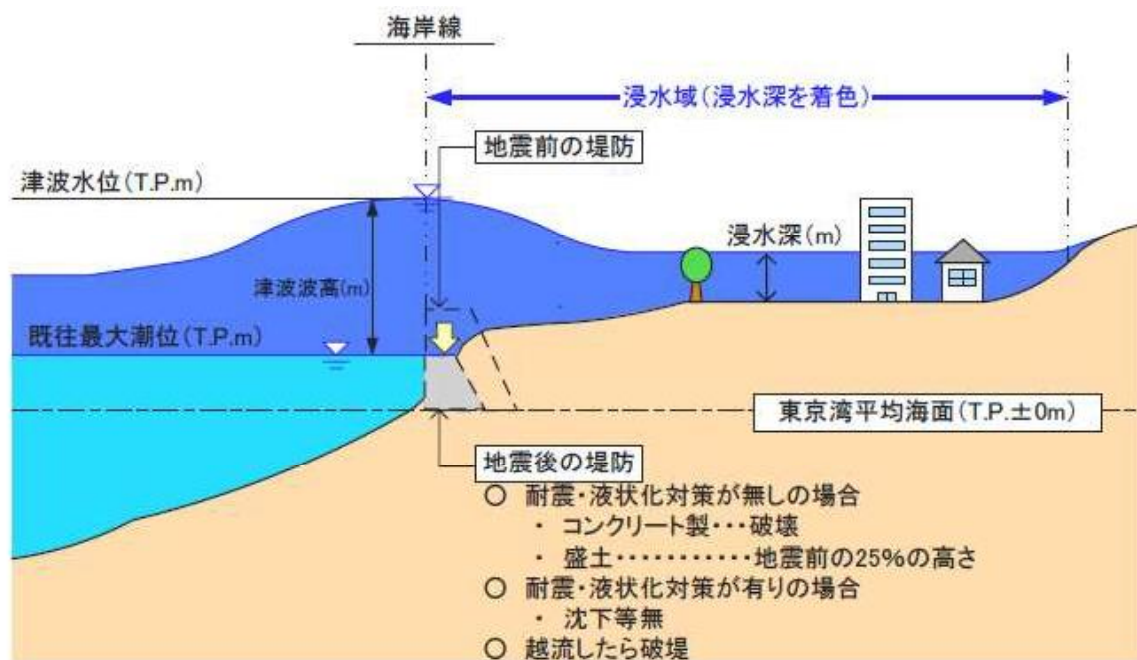
最大クラスの津波断層モデル【活断層型地震】

対象 津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		
	③対馬海峡東の断層	④大村-諫早北西付近断層帯	⑤雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動
マグニ チュード	Mw=7.4	Mw=6.7	Mw=7.1
使用 モデル	佐賀県（H22）モデル	長崎県モデル	

3. 町の津波浸水想定

長崎県が想定している最大クラスの津波をもたらすとされる津波断層モデル5ケースのうち、町への影響が最も大きく想定される断層モデルは、有明海を震源とする「大村-諫早北西付近断層帯」とされている。

津波水位は、全国共通基準となる東京湾平均海面（T.P.）からの標高で示されており、下図のとおりである。

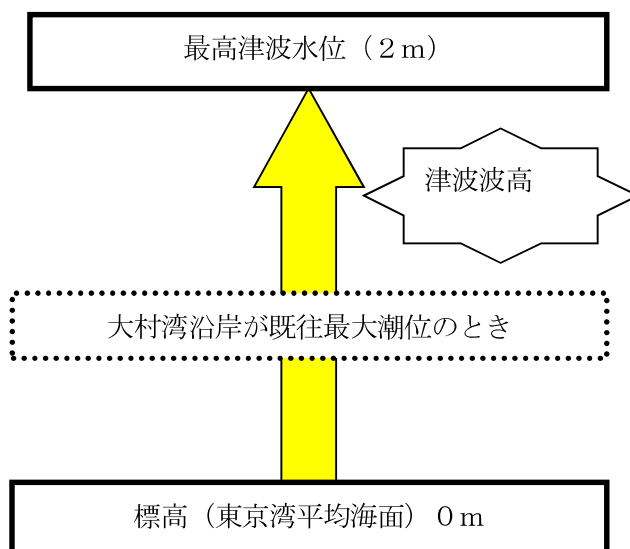


本町を含む大村湾沿岸市町の公表されている想定最高津波水位等は、次のとおりである。

公表されている大村-諫早北西付近断層帯モデルによる最高津波水位等

地域海岸区分	市町名	大村-諫早北西付近断層帯		
		影響開始時間 (分)	最大津波到達時 間 (分)	※ 最高津波水位 (T. P. +m)
大 村 湾 沿 岸	大 村 市	1	21	3
	川 棚 町	8	22	3
	長 与 町	5	39	2
	東 彼 杵 町	1	18	2
	時 津 町	8	41	2

※ 本町では、大村湾沿岸が既往最大潮位のときに、津波水位が標高2mになると予測されている。なお、この最高津波水位については、メートル以下第1位を切上げた数値が表示されている。



第5節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1. 趣 旨

時津町の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から保護するための防災に係る関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

2. 所掌事務または業務

(1) 町

機 関 名	所 掌 事 務
時 津 町	(1) 町防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良および復旧の実施 (3) 消防水防その他の応急措置 (4) 町地域の災害に関する情報の伝達、収集および被害調査 (5) 被災者に対する救助および救済措置 (6) 災害時における保護衛生、文教および交通対策 (7) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (8) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

(2) 県

機 関 名	所 掌 事 務
長 崎 県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良および復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 (5) 被災者に対する救助および救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安および交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 町が処理する災害事務または業務の実施についての救助および調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
九 州 管 区 警 察 局 (長崎県警察本部)	災害時における治安、交通、通信および県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九 州 厚 生 局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 (2) 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
九 州 農 政 局 (長崎支局)	(1) 被害状況の把握・報告に関すること。 (2) 応急用食料の調達・供給に関すること。 (3) 一般食料の安定供給対策に関すること。 (4) 農地・農業施設等の災害復旧事業に関すること。 (5) 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること。

機 関 名	所 掌 事 務
	(6) その他防災に関し九州農政局の所掌すべきこと。
九州地方整備局 (長崎河川国道事務所 ・緊急災害対策派遣隊 [TEC-FORCE・ リエゾン])	(1) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 直轄国道の防災に関すること。 (4) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (5) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (6) 「九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (7) その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと。
九 州 経 済 産 業 局	(1) 災害時における物資の需給および価格の安定対策 (2) 被災商工業に対する融資の調整
九 州 産 業 保 安 監 督 部	(1) 鉱山における災害防止および災害時の応急対策に関すること。 (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガスおよび電気施設等の保安確保 (3) 危険物の保全
九 州 総 合 通 信 局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導および実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器の貸出に関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信設備の被害状況の把握に関すること。
第七管区海上保安本部 (長崎保安部)	災害時、海上および陸上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助ならびに海上の治安警備
大 阪 航 空 局 長 崎 空 港 事 務 所	(1) 長崎空港およびその周辺(福江空港およびその周辺、対馬市、壱岐市を除く長崎県内を含む。)における航空機災害が発生し、または発生する恐れがある場合の消火救難活動 (2) 長崎空港の運航および運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、または発生する恐れがある場合の対応措置 (3) 遭難航空機の捜索および救難活動
九 州 運 輸 局 (長崎運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調査ならびに指導 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九 州 運 輸 局 (九州運輸局、 長崎運輸支局、 佐世保海事事務所)	(1) 災害時における海上運送の調査ならびに指導 (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
福岡管区气象台 (長崎地方气象台)	(1) 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める。

機 関 名	所 掌 事 務
	(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
長 崎 労 働 局	工場、事業場における労働災害の防止および災害救助に対する援助

(4) 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 務
日 本 銀 行 (長 崎 支 店)	災害時における金融機関の災害応急対策
日 本 赤 十 字 社 (長 崎 県 支 部)	(1) 災害時における医療、助産および死体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資および義援金等の募集業務
日 本 放 送 協 会 (長 崎 放 送 局)	気象予報、警報等の放送による周知徹底および防災知識の普及
西 日 本 高 速 道 路 (株) (九 州 支 社)	有料道路および施設の保全防災対策
西 日 本 電 信 電 話 (株) (長 崎 支 店)	電気通信施設の保全と災害時における非常通話の調整
日 本 郵 便 (株) (長 崎 支 社) (西 彼 杵 郵 便 局) (時 津 郵 便 局) (時 津 新 開 郵 便 局)	(1) 災害時における郵便事務の確保 (2) 災害時における郵便事務に係る災害事務取り扱いおよび援護対策
日 本 通 運 (株) (長 崎 支 店)	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保策
九 州 電 力 (株) (長 崎 支 社)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務
土 地 改 良 区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たんすいの防排除活動 (3) 農地および農業用施設の被害調査および復旧
西 部 ガ ス (株) 長 崎 支 社 他 ガ ス 供 給 機 関	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査および復旧
長 崎 自 動 車 (株)	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
水 防 管 理 団 体	水防施設、資材等の設備および水防活動
報 道 機 関	災害状況および災害対策に関する報道
(一社) 西彼杵医師会	災害時における被災者の救助活動

機 関 名	所 掌 事 務
(一社) 西彼歯科医師会	災害時における被災者の救助活動
(公社) 長崎県看護協会	災害時における被災者の救助活動
(一社) 長崎県L P ガス協会(長崎支部(西彼杵郡))	災害時におけるL P ガスの供給

(6) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 掌 事 務
時 津 町 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 町が行う避難および応急対策への協力 (2) 被災者の保護および救援物資の支援
長崎西彼農業協同組合 時 津 支 店	(1) 災害情報等の伝達および共同利用施設の災害対策 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん
大村湾漁業協同組合	(1) 災害情報等の伝達および共同利用施設の災害対策 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん
西 そ の ぎ 商 工 会 本 所 ・ 時 津 支 所	(1) 町が行う商工関係被害調査および応急対策への協力 (2) 救助用物資等の確保についての協力
(一社) 長崎市薬剤師会	災害時における被災者の救助活動
医 療 施 設 の 管 理 者	(1) 避難設備等の整備および避難訓練の実施 (2) 災害時における病人、負傷者等の治療および収容 (3) 避難時における入院患者等の保護および誘導
社会福祉施設の管理者	(1) 避難設備等の整備および避難訓練の実施 (2) 災害時における負傷者等の収容 (3) 避難時における収容員の保護および誘導
学 校 法 人	(1) 避難施設等の整備および避難訓練の実施 (2) 災害時における応急教育計画の確立および実施 (3) 避難者の収容等に係る協力
金 融 機 関	被災事業者に対する資金融資等
長与・時津環境施設組合	(1) 町が行う避難および応急対策への協力 (2) ごみ等の処理および廃棄物処理への協力
危 険 物 、 高 圧 ガ ス 施 設 の 管 理 者	(1) 防護設備等の整備 (2) 災害時における危険物等の安全管理の徹底
自治会等 (自治会、女性団体連 絡協議会、自主防災組 織)	(1) 町が行う災害情報等の収集および伝達、災害応急対策等への協 力 (2) 互助精神に基づく自主防災活動 (3) 防災知識の普及 (4) 災害時における避難者の誘導および救護

(7) 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務
陸 上 自 衛 隊 第 1 6 普 通 科 連 隊 、 陸上自衛隊対馬警備隊	災害時における人命、財産の救援および応急復旧活動支援

- (8) 災害応急対策や災害復旧に必要な物資・資材・役務の供給または提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等）

協 力 事 項
(1) 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者および災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 (2) 管理する施設を避難（場）所として使用すること、その他防災対策について、地域住民および自治会等に積極的に協力するよう努める。 (3) 町および県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 (4) 災害時における来客者、従業員等に安全確保と地域住民および自治会等と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。 (5) 災害時における事業活動を継続的に実施する。

- (9) 住民

協 力 事 項
(1) 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 (2) 防災訓練および研修に積極的に参加するなどして、地震や台風時の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。 (3) 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 (4) 避難（場）所、避難の経路および方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 (5) 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 (6) 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 (7) ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機を設置する者は、当該工作物の強度を定期的に確認し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 (8) 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 (9) 災害発生時に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 (10) 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等で避難に支援が必要となるものは自治会等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 (11) 自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。 (12) 災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動する。 (13) 避難者は、自治会等によって定められた行動基準に従って行動する。

第6節 計画の基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震「東日本大震災」（マグニチュード9.0）では、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災者の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生した。また、震災対策の緊急性と重要性を国民全体に改めて認識させると同時に、数々の教訓を残した。

一方、近年の風水害では、平成23年9月の台風12号による「紀伊半島大水害」のほか、平成26年8月豪雨による広島市や丹波市の土砂災害をはじめとする局地的な集中豪雨が頻発し、住民の生命、財産に多大な被害をもたらした。

国においては、平成24年6月に改正された災害対策基本法や平成24年9月に修正された防災基本計画に、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどを盛り込んだ。

さらに、平成25年6月にも災害対策基本法を改正し、自力避難が難しい障害者や一人暮らし高齢者等の「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務付けたほか、市町村の機能が低下した場合に、国ががれき撤去などを代行できる規定などを新設した。また、風水害関連では、水防法および土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）を改正し、洪水・土砂災害に対する対策の強化を図った。

長崎県においては、東日本大震災の課題や災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正等を踏まえ、長崎県地域防災計画を平成25年6月に修正している。このような国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取り組みを進めていくため、本町においても時津町地域防災計画を修正するものとする。

しかしながら、町地域防災計画を具体化するためには、町はもちろんのこと、住民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組む必要がある。「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、住民、事業所、団体などのさまざまな主体による「自助」・「共助」の取り組みも推進する。

町の自主防災組織は、全自治会で組織されている。災害発生時はもちろんのこと、平常時も地域住民が一緒になって防災活動に取り組めるよう、引続き地域の自主防災活動の支援を行うとともに、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していくものとする。